令和９年度版

保育所・認定こども園入所のてびき

受付期間

【令和９年４月１日入所申込み】
　令和８年11月４日（水）～11月20日（金）

【年度途中入所申込み】
　産休・育休終了予定などによる年度途中入所の希望がある場合も、上記期間中に受付を行います。期間中に申込みをしていない場合、入所が難しい場合があります。

【もくじ】

認定の申請・入所申込の方法	・・・ 1	入所にあたっての留意事項	・・・ 5
教育・保育給付認定について	・・・ 2	記入例	・・・ 7
幼稚園・保育所・認定こども園とは	・・・ 2	保育料基準表	・・・ 18
入所の基準	・・・ 3	募集を行う保育所・認定こども園一覧	・・・ 19
保育料について	・・・ 4		

鬼北町　町民生活課

認定の申請・入所申込の方法

1　受付期間

令和8年11月4日（水）～11月20日（金）

※令和９年度中（令和９年４月１日～令和１０年３月３１日）の利用を希望される方（令和９年度の途中入所が必要であるとわかっている方を含む）は、この期間内に申込みをしてください。

2　受付場所

認定区分	施設区分	種別	受付場所
１号（幼稚園籍）	公立認定こども園	新規	町民生活課
		継続・転園	利用している施設
２・３号（保育所籍）	公立保育所	新規	町民生活課
		継続・転園	利用している施設

※現在、保育所等を利用し次年度も継続して入所を希望する児童についても、書類の提出が必要です。
※きょうだいで、下の児童の新規申込みをする場合は、きょうだいが現在利用している施設にご提出ください。

3　必要な書類

認定区分により提出する書類が異なります。

認定区分	必要な書類
１号認定	①、③、④、⑤
２・３号	①、②、③、④、⑤

①　教育・保育給付認定申請書兼入所申込書

②　保育を必要とする理由を証明する書類

すべての保護者分が必要です。利用開始時点で同敷地内にいる祖父母等（満64歳以下）も必要です。

保育を必要とする理由	提　出　書　類
□　就労中（就労予定含む）	**□就労証明書（会社員等）** **□就労証明書（自営業、雇用主が親族の方用）** ・自営業や雇用主が親族の場合は、民生児童委員の確認が必要です。 **□農業証明書** ・民生児童委員の確認が必要です。
□妊娠・出産	**□妊娠・出産申立書** ・母子健康手帳の表紙及び出産予定日の記入があるページの写しを添付してください。
□疾病・障がい	**□疾病等申立書** ・診断書（保育が出来ない旨記載されたもの）や身体障害者手帳の写し等を添付してください。
□介護・看護等	**□介護（看護）申立書** ・介護（看護）を受ける人の診断書を添付してください。 ・介護を受ける人の身体障害者手帳や療育手帳等の写しを添付してください。
□求職活動	**□求職申立書** ・ハローワークの登録証の写し等、求職活動の状況がわかるものを添付してください。 ※入所後3カ月以内に就労し就労証明書が提出されない場合は退所していただきます。
□就学	**□就学申立書** ・在学証明書、時間割表（カリキュラム表）を添付してください。
□育児休業中	**□就労証明書** ・「９　育児休業の取得」欄の記載された就労証明書を提出してください。
□その他	**□その他申立書** ・申立書に保育が必要な具体的内容を記入し、内容の証明となる書類を添付してください。

③　個人番号（マイナンバー）提供にかかる確認書類

・新規で入所される方は、家族全員のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（継続入所の方は不要）
・窓口に来られる方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

④　児童健康状況票

⑤　保育料算定に関わる書類（生活保護世帯やひとり親世帯・在宅障がい者がいる世帯の方）

□　児童扶養手当受給者証の写し
□　身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給者証等の写し
□　生活保護受給証明書の写し

※各様式は、鬼北町のホームページからダウンロードすることができます（エクセル様式でパソコンで入力が可能なものもあります）。

教育・保育給付認定について

保育所等の利用にあたっては、利用資格の認定を受ける必要があります。これを「教育・保育給付認定といいます。児童の年齢や保育の必要性等に応じて３つに区分され、区分に応じて利用先が決まります。町では、新規で施設利用を希望する場合、基本的に教育・保育給付認定手続きと利用申込みを同時に行います。

また、就労時間等から保育の必要量も「保育標準時間」と「保育短時間」に区分します。

認定区分	対象年齢	保育の必要性			利用できる施設
１号認定	満３歳以上就学前	なし（教育のみ）	教育標準時間		・幼稚園 ・認定こども園 （幼稚園部分）
２号認定	満３歳以上就学前	あり	保育標準時間	１１時間	・保育所 ・認定こども園 （保育所部分）
			保育短時間	８時間	
３号認定	満３歳未満	あり	保育標準時間	１１時間	・保育所 ・認定こども園 （保育所部分）
			保育短時間	８時間	

・保育標準時間・・・◇1か月の就労時間等の下限が120時間以上であること

◇最長11時間利用が可能（7：30～18：30）

・保育短時間　・・・◇1か月の就労時間等の下限が64時間以上であること

◇最長8時間利用が可能（8：00～16：00）

幼稚園・保育所・認定こども園とは

幼稚園とは、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。

保育所とは、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

	幼稚園（１号）	保育所（２・３号）	認定こども園	
			幼稚園籍（１号）	保育所籍（２・３号）
対象児童	満３歳～５歳児	保護者の就労などの理由により家庭で保育ができない０歳～５歳児	満３歳～５歳児 （町内の認定こども園は、4月1日現在３歳～）	保育所と同じ
保育の必要性	なし	あり	なし	あり
保育時間	原則14：00まで	最大11時間	幼稚園と同じ	保育所と同じ
給食	園により異なる	あり	あり	あり
休園日	土・日・祝・振替休日　等	日・祝・振替休日・年末年始　等	幼稚園と同じ	保育所と同じ
長期休暇（夏季休業等）	あり	なし	あり	なし

※当町に幼稚園はありません。

入所の基準

保護者が次のいずれかに該当することにより保育の必要性が認められる場合に保育所に入所することができます。

〇就労（会社員・パート・自営業・農業など。1か月の就労時間が64時間以上であること）

〇妊娠、出産（出産月及び産前・産後各2カ月間）

〇保護者の疾病、心身に障害がある

〇同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護している

〇震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている

〇求職活動中（上限は90日間とし、原則として期間の延長はできません）

〇就学

〇虐待又はＤＶのおそれがある

〇育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である

〇その他上記以外の特別な事情により保育ができない場合

（注１）　「下の子の保育に手が掛かるから」、「集団教育に馴れさせるため」、「友達がいないから」というような理由での入所はできません。

（注２）　児童の心身の発育・発達に不安がある場合は、申し込みの時あるいは面接の時にお申し出ください。

（注３）　児童の状態を正しく理解するために面接を二度行うことがありますので、ご了承ください。

（注４）　上記によって申し込みをされても、次のような場合は入所できないことがありますのであらかじめご了承ください。

・申し込み内容に虚偽があった場合。

・定員に余裕がない場合。（第２希望以降の保育所に入所決定する場合もあります）

保育料について

父母の税額の合算により、保育料を決定します（ただし、祖父母と同居の世帯等で一定額以下の収入の場合は、祖父母の税額を保育料の算定に使用する場合もあります。）

１　保育料の算定方法について

市町村民税の額により保育料を算定します。

毎年9月が保育料の切り替え時期になります。4月から8月までの保育料は、令和８年度市町村民税所得割課税額（令和７年中の収入により課税）により算定し、9月から3月分の保育料は、令和９年度市町村民税所得割課税額（令和８年中の収入により課税）により算定します。

なお、市町村民税額は、住宅取得控除等の特別控除等を適用する前の税額になります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和８年度の市町村民税額による保育料						令和９年度の市町村民税額による保育料					

（注１）市町村民税が確定しないと保育料算定ができませんので、所得の無い方も必ず申告をしてください。
（注２）必要に応じて課税証明書や源泉徴収票・確定申告書（写）等の書類提出を依頼する場合がありますのでご了承ください。
（注３）市町村民税の変動があった場合は、必ず申し出てください。

２　年齢について

４月１日現在の年齢で保育料を算定します。

※年度の途中で３歳になっても令和9年度中の保育料は変わりません。

５月以降に入所された方についても４月1日現在の年齢で算定します。

３　２人目以降の保育料について（0～２歳児）

鬼北町に住所のある方は、子どもの年齢に関わらず生計を一にしている子どものうち年齢の高い順に数え、２人目は半額、３人目以降は無料となります。

４　市町村民税非課税世帯の保育料について

市町村民税非課税世帯で次に該当する場合は、申請により保育料が免除になります。

（1）生活保護法による被保護世帯

（2）母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

（3）在宅障がい児（者）がいる世帯（児童の扶養義務者に限る）

① 身体障害者手帳の交付を受けている人
② 療育手帳の交付を受けている人
③ 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者
④ 精神障害者福祉手帳の交付を受けた者

※必要に応じて聞き取りをさせていただく場合があります。

５　母子・父子家庭の世帯等の保育料軽減制度について

母子・父子家庭の世帯や障がい児（者）のいる世帯で、世帯の市町村税所得割額が80,800円未満の世帯（市町村税非課税世帯を除く）については、対象世帯用の保育料を設定しております。

上記世帯については、子どもの年齢に関わらず生計を一としている子どものうち年齢の高い順に数え、２人目以降は無料となります。

６　保育料・副食費の無償化について

〇令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、下記の方は保育料が無償になっています。

・３歳以上のすべての子ども

・住民税非課税世帯の０から２歳までの子ども

＊年度の途中で満３歳になっても無償化の対象ではありません。また、満３歳になってから途中入所された場合も無償化の対象ではありません。令和9年４月１日時点の年齢で算定します。

〇鬼北町では、３～５歳児の副食費（おかず、おやつ等）も無償化しています。

幼児教育・保育の無償化（国の制度）では、これまで保育料に含まれて保護者が負担してきた副食費を一部の方を除き実費徴収することとなっていますが、鬼北町では、町独自で子育て家庭の負担軽減を図るため、保育所等を利用している３～５歳児の副食費も無償としております。

入所にあたっての留意事項

１　保育時間

	施設名	認定区分	利用日	開所時間	保育時間	利用可能な時間
保育所	きほくの里保育園	２・３号	月曜～土曜	７：１５～１８：４５（延長保育時間を含む）	標準時間	７：３０～１８：３０
					短時間	８：００～１６：００
認定こども園	認定こども園 さくら	１号	月曜～金曜		なし	８：３０～１４：００
	認定こども園 ゆずっこ	２・３号	月曜～土曜		標準時間	７：３０～１８：３０
					短時間	８：００～１６：００

２　延長保育

利用可能な時間以外の時間を利用される場合は、延長保育となり別途利用料を徴収することになります。

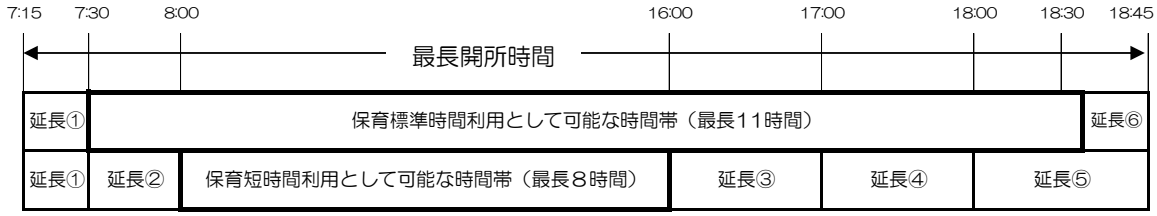

延長①　１回50円
延長②　無料
延長③、④、⑤　１回100円
延長⑥　１回50円
※延長保育を利用する場合は、延長保育申請書をご提出ください。

３　土曜日午後の利用について

利用できるのは、土曜日の午後も勤務されており、どうしても保育が必要な方に限ります。

４　日曜保育について

日曜日に保護者が就労し、かつ、ご家庭でお子様を見る方がいない保護者を対象に、日曜保育事業を行っています。

対象児童：町内全園の１歳以上（４月１日現在）の児童　　お預かりする施設：きほくの里保育園

５　ならし保育

保育施設に通い始める児童は、集団生活に慣れる為にどうしても一定期間かかるのが通例です。

このため、その期間（約１週間）は午前中のみ数時間の保育となります。ただし、勤務等の関係で数時間のみの保育では不都合な場合は、各施設にご相談ください。

６　休所日

日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始、その他

７　入所できる期間

保育の必要性の理由によっても差があります。ただし、期間内でも要件が整わない場合は、保育の実施を解除します。

８　家庭状況の変更

家庭の状況（住所、世帯構成、その他）が変わったときはすぐに届け出てください。

また、勤務先が変わった場合や母親の出産等、入所当初と状況が変わったときは、手続きが必要になりますので、すぐに保育所へ連絡してください。

９　保育施設の変更（転所）

年度の途中での転所は、相当の理由がない限り認められません。

１０　保育施設の退所

年度の途中で退所する場合は、退所日の２０日前までに退所届を保育所へ提出してください。

１１　出産による入所について

出産を控える保護者が保育できない場合、出産予定日の前後２ヶ月ずつの入所ができますが、引き続きの入所は相当の理由がなければできません。

記入例

すでに保育所に入所している児童は「継続」に丸をしてください。

鬼　北　町　長　　様

教育・保育給付認定申請書 兼 入　所　申　込　書

新規 ・ 継続	
申込日	令和　８年１１月　９日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。
また、認定に必要な税情報（同一世帯者を含む）、世帯情報の閲覧及び利用者負担額を施設へ提示することに同意します。

保護者氏名　保護者氏名

保護者	住所	鬼北町大字　近永８００番地１	
	氏名	保護者氏名（個人番号：●●●●●●●●●●●●）	R８年１月１日の住所　鬼北　市　区　町　村
電話番号	（自宅）０８９５－〇〇－〇〇〇〇	父連絡先	090－〇〇〇〇－〇〇〇〇
		母連絡先	090－〇〇〇〇－〇〇〇〇

新規入所の場合、「個人番号」を必ず記入してください（継続入所の場合、記入不要）。

	名	生　年　月　日	性　別		
	ウジドウシメイ	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日生	男 ・ 女	認定証番号	（すでに交付済の場合記入）
	対象児童氏名（個人番号：●●●●●●●●●●●●）	R9年4月1日の年令（ 3 才）		障害者手帳の有無	有 ・ 無

保育の希望の有無（※）（〇で囲む）	有　保護者	保育所等」において保育の利用を希望する場合 → ①～④に記入
	無　：　「幼稚	等と併願を除く） → ①、②に記入
保育短時間認定希望確認（〇で囲む）	希望する	保育標準時間（11時間）ではなく、保育短時間（8時間）認定を希望します。（この場合の３歳未満児の利用者負担額は、保育短時間の負担額となり、保育標準時間認定に比べ安価な負担額となります。）
	希望しない	**保育短時間認定の対象者が、保育標準時間認定を希望することはできません。**

該当するそれぞれを〇で囲んでください。

（※）　・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）
　　・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

（該当ある場合のみ）障害者等手帳を所持の場合は、名称をご記入ください。

①　世帯の状況

区分	フリガナ 氏　名	児童との続柄	個　人　番　号	生 年 月 日	性別	勤務先（職業）又は学校名等	備考
児童の世帯員	チチシメイ 父氏名	父		S〇．〇．〇	男 ・ 女	〇〇会社	
	ハハシメイ 母氏名	母			女	〇〇商店	
	アニシメイ 兄氏名	兄			女	〇〇小学校〇年	
	ソフシメイ 祖父氏名	祖父			女	農業	
	ソボシメイ 祖母氏名			〇	男 ・ 女	無職	
	（個人番号：				男 ・ 女		
		適用無し	・ 適用有り（	年			

新規入所の場合、「個人番号」を必ず記入してください（継続入所の場合、記入不要）。申請書を提出するときに、必ずマイナンバーカード又はマイナンバー通知カードを持参してください。

きょうだいの学校名・学年も4月のものを記入してください。

「世帯」とは同居している家族全てです。住民票上の世帯とは異なります。

基本は「卒園の年月日」まで。その他１年間など希望に合わせて記入してください。

②　利用する施設（事業者）名

利用を希望する施設（事業者）名	令和　９　年　４　月　１　日　から　令和　１０　年　３　月　３１　日まで			
	施設（事業者）名	・	希望理由	事業所番号
	第１希望：〇〇保育所	（希望理由）	自宅に近い	記入不要（町で記入します）
	第２希望：●●保育所	（希望理由）	勤務先に近い	
	第３希望：△△保育所	（希望理由）	通勤経路にある	

なるべく第３希望まで記入してください（**第２希望までは必須**）。

※保育の利用を必要とする場合、裏面③の理由により利用可能期間の基準が異なりますので、希望に添えないことがあります。

（裏面へ）

③ 保育の利用を必要とする理由等

	続柄	必要とする理由（数字を○で囲む）	備考
保育の利用を必要とする理由 （証明書等添付）	父	①．就労　２．妊娠・出産(出産予定日：　年　月　日)　３．疾病・障がい ４．介護、看護等　５．災害復旧　６．求職活動　７．就学 ８．虐待・DV　９．育休中継続利用　10．その他(　　)	
	母	①．就労　２．妊娠・出産(出産予定日：　年　月　日)　３．疾病・障がい ４．介護、看護等　５．災害復旧　６．求職活動　７．就学 ８．虐待・DV　９．育休中継続利用　10．その他(　　)	
家庭の状況 （○で囲む）	ひとり親家庭　・　左記以外		

希望する利用時間	利用曜日	利用時間	備考
	月 ～ 金　曜日	8 時 00 分 から 17 時 50 分 まで	
	土　曜日	8 時 00 分 から 12 時 00 分 まで	

④ 祖父母の状況

		氏名	年令	傷病※1	就労	勤務先※2（就労有の場合）	祖父母の住所※2	備考
父方	祖父	ソフ　シメイ 祖父　氏名	68	有・無	有・無			
父方	祖母	ソボ　シメイ 祖母　氏名	66	有・無	有・無			
母方	祖父			有・無	有・無			離別
母方	祖母	ハハカタソボ　シメイ 母方祖母　氏名	65	有・無	有・無		●●県○○市○○○○番地	

※1　傷病等欄は「障がい等」「慢性疾患等」「要介護状態等」の有無について該当するほうに○をつけてください。
※2　表面①の「児童の世帯員」に記入がある場合は勤務先及び住所は記入不要です。

— 以下の欄は記入不要 —

※市町村記載欄

受付年月日		
可・否 （否とする		□３号
可・否 （否と		月　日 月　日
入所施設		備考
	（□連　□幼(□幼　□保)　□保(□保　□幼)　□地(□幼　□保)) □幼稚園　□保育所　□地域型(□小　□家　□居　□事)	

記入不要（町で記入します）

※施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）

受付年月日		
施設(事業者)名		
入所契約(内定)の有無 ※１号のみ		無
備考		

記入不要（施設を経由して提出する場合に、施設が記入する欄です）

教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書　記入上の注意

この教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ鬼北町（施設（事業者）を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、その家庭から２人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに１枚の用紙を用いて下さい。

（表面）

１　「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを〇で囲んで下さい。

２　「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを〇で囲んで下さい。

３　「保護者」欄の（電話番号）については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入して下さい。

４　「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は記入し、不明の場合は空欄にしてください。

５　「保育短時間認定希望確認」の欄は、下記の保育の認定基準に該当する場合で、保育標準時間認定（保育１１時間認定）及び保育短時間認定（保育８時間認定）に関わらず、保育短時間認定を希望する場合には「希望する」に〇を付けてください。なお、３歳未満児で保育短時間認定を認定された場合、保育標準時間認定の利用者負担額よりも安価な利用者負担額が適用されます。

６　①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親及び同居している親族等の全員について記入して下さい。

７　②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を〇で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。）

８　②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、距離が近いため、通勤経路にあるため等）を記入して下さい。

（裏面）

※　裏面の③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を〇で囲んだ場合に記入して下さい。
（「無」を〇で囲んだ場合は記入の必要はありません。）

９　保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準 保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。	
(1)就労等　（家庭外労働）	児童の保護者が外で仕事をしている。
（家庭内労働）	児童の保護者が家庭内で児童と離れて家事以外の仕事をしている。
(2)妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後である。
(3)疾病･障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがある。
(4)介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっている。
(5)災害復旧	火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧のにあたっている。
(6)求職活動	児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っている。
(7)就学	児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している。
(8)虐待・ＤＶ	虐待・ＤＶ等により、その児童の保育ができない場合
(9)育休中の継続利用	児童の保護者が対象児童のきょうだいに対する育児休業をする場合であって、既に特定教育・保育施設等を利用している児童が、引き続き利用する必要がある場合（原則として、出産の年の翌年度末まで。ただし、対象児童が３歳（４月１日時点）以上の場合は、引き続き利用することができます。）
(10)その他	前(1)～(9)に類するものとして町長が特に必要と認める事由に該当する場合

10　③「保育の利用を必要とする理由」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親（又は両親に代わって親権を行使する者）ごとに、児童を保育できない理由を９の表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全てに〇を付けて下さい。なお、(1)～(10)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合は「その他」に〇を付け、内容を（　）内に記入して下さい。
※　なお、保育の利用を必要とする理由について、証する書類を添付してください。

11　③「家庭の状況」の欄は、該当するものを〇で囲んでください。

12　④「祖父母の状況欄」は、対象児童からみて父方母方両方の祖父母の状況について記載してください。
※　すでに死別している場合など、特別な事情のある場合は備考欄に記載してください。

（留意事項）

教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

・　保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
・　希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
・　保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご了承下さい。

就労証明書

鬼北町長　　宛

記入例

必ず就労先の方が作成いただきますようお願いします。

証明日	西暦　2026　年　11　月　20　日
事業所名	株式会社　〇〇
代表者名	代表取締役　〇〇　〇〇
所在地	〇〇町〇〇番地
電話番号	〇〇〇　―　〇〇〇　―　〇〇〇〇
担当者名	〇〇　〇〇
記載者連絡先	〇〇〇　―　〇〇〇　―　〇〇〇〇

証明日、代表者名、担当者名を忘れずご記入ください。
押印は不要です。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☑ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	〇〇　〇〇
	本人氏名	〇〇　〇〇　　生年月日　1990　年　5 月　1 日
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　2018　年　4　月　1　日　～　　年　　月　　日
4	本人就労先事業所	名称　株式会社　〇〇 住所　〇〇町〇〇番地
5	雇用の形態	☑ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑　火 ☑　水 ☑　木 ☑　金 ☑　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間　180　時間　0　分（うち休憩時間　1200　分） 一月当たりの就労日数　月間　　日　一週当たりの就労日数　週間　　日 平日　8　時　30　分　～　17　時　30　分（うち休憩時間　60　分） 土曜　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分） 日祝　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　　時間　　分（うち休憩時間　　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　2025　年　1　月　20　日／月　180　時間／月 年月　2025　年　2　月　21　日／月　189　時間／月 年月　2025　年　3　月　18　日／月　162　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☑ 取得中　☐ 取得済み 期間　2025　年　3 月　27 日　～　2026　年　3 月　27 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
11	復職（予定）年月日	☑ 復職予定　☐ 復職済み　2027　年　4　月　1　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☑ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名　　生年月日　年　月　日　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望） 児童名　　生年月日　年　月　日　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望） 児童名　　生年月日　年　月　日　施設名　　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

有期契約の場合は、期限を記入してください。また、14（雇用契約の）満了後の更新の有無欄に記入してください。

就労時間（固定か変則か）に合わせて、どちらかに記載してください。

直近3か月（育児休業など休業取得中の場合は休業前の3か月）の実績を記入してください。

産前産後・育児休業に該当する場合は必ず記入してください。

【有期契約の場合】
期間満了後、雇用契約が更新される場合、「有」または「有（予定）」にチェックしてください。

この欄は保護者の方がご記入ください。

※様式のデータが必要な場合は、鬼北町ホームページからダウンロードしてください。

※修正液や消えるペンは使用しないでください。

（自営業・雇用主が親族の方用）

就労証明書

記入例

※この欄は、保護者が記入してください。	
施設名	○　○　○
児童名	対象児童氏名

鬼北町長　　様

この枠内は、雇用主が記載するものです。雇用主に記載してもらってください。
なお、訂正箇所には雇用主の訂正印が必要です。

	近永８００番地１		
	護者氏名	児童との続柄	父

※　下欄は雇用主（内職提供者）の方が記入してください。

勤務先名称（店舗名等）	○○会社　○○営業所
勤務先住所	○○市○○町○丁目○番○号
雇用（契約）形態（いずれかに☑）	☑正規雇員・常勤雇員　□臨時雇員　□パート □自業　【　経営者本人　・　専従者　・　協 ＊【】内の該当するところを○で囲んでく
就職・内職開始等年月日	昭和・平成・令和　○　年　○○　月
右欄は、有期雇用の人のみ記載してください。	契約終了予定の有・無　□有【令和　年　月　日終了】　□無　□現段階では不明（更新予定を含む）
勤務時間	☑時間固定勤務　（　９　時　００　分　～１８　時　００　分）【１日あたり　８　時間　００　分】 □不規則・シフト制　勤務パターンを記入してください ①　時　分　～　時　分　②　時　分　～　時　分 ③　時　分　～　時　分　④　時　分　～　時　分 その他（　　）【１日あたり　時間　分】
勤務日数	２１　日勤務／月・週　　休日（○をつけてください）　月・火・水・木・金・土・日・祝日 休日が不定期の場合（月　　回）
仕事の内容（具体的に）	ＯＡ機器販売会社営業職
休暇等を取得する場合（該当の部分のみ記入）	産前産後休暇　令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 育児休業法等に基づく育児休業期間　令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 復帰予定年月日　令和　年　月　日

勤務日数、勤務時間の記載は”特に”注意してください。
１日平均勤務時間×１ヶ月平均勤務日数で月の延勤務

育児（産前産後）休暇を取得する場合の

上記のとおり雇用（就労）していることを証明します。

令和　○　年　○　月　○　日

事業所所在地　○○市○○町○丁目○番○号

事業所名　○○会社

代表者名　代表　○○　○○

事業所電話番号

自営業や雇用主が親族の場合は、民生児童委員さんの証明を受けてください。

上記に記載されている内容に相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

確認者　民生児童委員　○○　○○

※　自営業・雇用主が親族の場合は、民生児童委員の証明が必要です。（就労状況等の必要事項を記載後証明を受けてください。）
※　保育所への入所は、月64時間以上の就労が要件です。（１日平均勤務時間×１カ月平均勤務日数により算出します。）
※　虚偽の記載があった場合は保育の実施を解除することがあります。

農業証明書

記入例

鬼北町長　　様

※この欄は、保護者が記入してください。	
施設名	○　○　○
児童名	対象児童氏名

住　　所	北宇和郡鬼北町大字　　近永８００番地１		
従事者氏名	農業従事者氏名	児童との続柄	母

農業	農業の中心者	□本人が中心者　□配偶者が中心者 ☑親族が中心者　親族の氏名（　○○　○○　）児童との続柄（　祖父　） □その他（　）
	農地の所在地	鬼北町大字○○○○
	農地の面積	田　畑　○○○　㎡）　ハウス（　棟　㎡）　その他（　）
	耕作物の種類(具体的に)	米、大根、ニンジン、ハクサイ、レタス、小松菜
	就労期間	昭和　平成　令和　○　年　○　月　○　日　から
	就労時間	８　時　３０　分から　１５　時　３０　分　までの１日平均　６　時間
	就労日	□月　□火　□水　□木　□金　□日　☑不定期（　4・5日／週）
	就労日数	１か月平均　１８　日
	農閑期	月　～　月

勤務日数、勤務時間の記載は"特に"注意してください。
１日平均勤務時間×１ヶ月平均勤務日数で月の延勤務時間を算出し、この時間によって保育を受けられ

上記のとおり相違ないことを申し立てします。

令和　○　年　○　月　○　日

農業中心者氏名　○○　○○

民生児童委員さんの証明を受けてください。

上記に記載されている内容に相違ないことを証明します。

令和　○　年　○　月　○　日

確認者　民生児童委員　○○　○○

※ 保育所への入所は、月６４時間以上の就労が要件です。（１日平均就労時間×１カ月平均就労日数により算出します。）
※ 就労等の状況について、実施確認をすることがありますので、御了承ください。
※ 虚偽の記載があった場合は保育の実施を解除することがあります。
※ 民生児童委員確認欄以外は事前に記入してから確認してもらって下さい。

妊娠・出産・就学・求職申立書

鬼北町長　　様

記入例

施設名	○　○　○
児童名	対象児童氏名

住　　所	北宇和郡鬼北町大字　　近永８００番地１		
申立者氏名	申立者氏名	児童との続柄	母

就労していない方は、現在の状況について下記該当するものに☑し、それぞれ該当欄に記入のうえ添付書類を提出してください。

該当する申立について☑し、必要事項を記入してください。

□ 妊娠・出産申立書

※産前産後休暇取得中または取得予定のかた、その後育児
ではなく就労証明書と下記添付書類を提出してください。

出産予定日	令和　　年　　月　　日　出産予定
添付書類	母子健康手帳の表紙および出産予定日の記入があるページの写し

□ 就学申立書(通学予定含む。)

学校等の名称		在学期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日まで
就学日数	月____日／週____日	就学時間	１日平均_____時間就学　(　　時　　分から　　時　　分)
就学終了後の予定	□就職（令和　　年　　月　　日就職予定・内定先：　　） □求職活動予定　　□その他（　　）		
添付書類	□在学証明書　　□その他(　　) ※　上記のいずれかを提出して下さい。		

☑ 求職申立書

就職見込みの有・無	□有（令和　　年　　月　　日　就職予定・内定先：　　） ☑未定（就職活動の状況について、下記に記載）
求職活動状況及び添付書類	☑　ハローワーク等で仕事をさがしている　（添付／ハローワークの登録証の写しなど） □　求人誌等で仕事をさがしている　（添付／面接記録等、求職活動の状況が分かるもの） □　その他（

入所後、３か月以内に就労証明書が提出できない場合は退所します。

求職が理由の場合は、必ずこの

令和　○　年　○　月　○　日　　申立者氏名　○○　○○

上記のとおり相違ないことを申し立てします。

令和　○　年　○　月　○　日

必ず署名をしてください。

申立者氏名　○○　○○

疾病・介護（看護）・その他申立書

鬼北町長　　様

記入例

施設名	○　○　○
児童名	対象児童氏名

住　　所	北宇和郡鬼北町大字　　近永８００番地１		
申立者氏名	申立者氏名	児童との続柄	母

就労していない方は、現在の状況について下記該当するものに☑し、必要事項を記入してください。

該当する申立について☑し、必要事項を記入してください。

□ 疾病等申立書

病名・障がい名等		かかりつけ病院名	
治療見込期間	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 ｛ □入院　□通院（週　　回）　□自宅療養 ｝		
添付書類	□診断書　＊保育ができない旨を記入してもらうこと　　□身体障害者手帳の写し □療育手帳の写し　　□その他（　　） ※　上記のいずれかを提出して下さい。		

☑ 介護（看護）申立書　（※右面のタイムスケジュールも記入してください。）

要介護（看護）者名	要介護者の氏名	児童との続柄	祖母	生年月日	□大正 ☑昭和　○　年　○　月　○　日 □平成
同居・別居	□　同居　　☑　別居（住所　　鬼北町大字奈良〇〇番地　　）				
病名・障がい名等	〇〇〇〇	介護（看護）開始年月日	○　年　○　月　○　日から		
介護（看護）日数	平均＿＿１６＿日／月	介護（看護）時間	平均＿＿６＿時間／日		
介護（看護）の内容	食事介護、身体介護				
添付書類	□診断書　□身体障害者手帳の写し　□療育手帳の写し　☑介護保険被保険者証の写し　□その他（　　） ※　上記のいずれかとタイムスケジュール（必須）を提出して下さい。				

□ その他申立書

保育が必要な状況等	具体的理由	□災害復旧　□虐待・ＤＶ　□その他（　　）
	具体的内容	※　内容の証明となる書類を提出して下さい。

上記のとおり相違ないことを申し立てします。

令和　○　年　○　月　○　日

必ず署名をしてください。

申立者氏名　　○○　○○

タイムスケジュール

以下の理由で申請される方は、保育できない状況をご記入ください。
① 介護・看護の方
② その他保育できない状況を資料で証明できない方

記入例

	月	火	水	木	金	土	日
６時							
７時				デイサー			
８時							
９時	母の介護 食事･掃除	同左	同左	母は、デイサービス	月曜と同じ	短期入所 （〇〇園）	
１０時							
１１時							
１２時	食事介助						
１３時							
１４時	母の介護 身体介助						
１５時							
１６時							
１７時	食事介助			帰宅			
１８時							
１９時							
２０時							
２１時							
２２時							

※曜日によって状況が変わらない場合には、月曜日のみ記入し、他は「同左」とご記入ください。

備　　考	

※スケジュールに記入しきれないことなどを備考欄にご記入ください。

保育料基準表（保育認定（2号・3号給付））月額

（単位：円）

階層区分	税額区分		3歳未満児（3号認定） 標準時間	3歳未満児（3号認定） 短時間	3歳以上児（2号認定） 標準時間	3歳以上児（2号認定） 短時間
第1	生活保護法による披保護世帯 A		0	0	0 保育の無償化に伴い、保育料は発生しません。	
第2	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯 B-1		0	0		
第3	第1階層を除き、市町村民税均等割のみ課税世帯 C-1		17,000 (8,500)	16,000 (8,000)		
第3	第1階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	24,300円未満 C-2	18,000 (9,000)	17,000 (8,500)		
第3		24,300円以上48,600円未満 C-3	19,000 (9,500)	18,000 (9,000)		
第4		48,600円以上64,700円未満 C-4	23,000 (11,500)	21,500 (10,750)		
第4		64,700円 以上 80,800円未満 C-5	25,000 (12,500)	23,500 (11,750)		
第4		80,800円 以上 97,000円未満 C-6	27,000 (13,500)	25,500 (12,750)		
第5		97,000円 以上 121,000円未満 C-7	29,000 (14,500)	27,000 (13,500)		
第5		121,000円 以上 145,000円未満 C-8	32,000 (16,000)	30,000 (15,000)		
第5		145,000円 以上 169,000円未満 C-9	35,000 (17,500)	33,000 (16,500)		
第6		169,000円 以上 213,000円未満 C-10	38,000 (19,000)	35,500 (17,750)		
第6		213,000円 以上 257,000円未満 C-11	42,000 (21,000)	39,500 (19,750)		
第6		257,000円 以上 301,000円未満 C-12	44,000 (22,000)	41,500 (20,750)		
第7		301,000円 以上 333,000円未満 C-13	47,000 (23,500)	44,000 (22,000)		
第7		333,000円 以上 365,000円未満 C-14	48,000 (24,000)	45,000 (22,500)		
第7		365,000円 以上 397,000円未満 C-15	49,000 (24,500)	46,000 (23,000)		
第8		397,000円以上 529,000円未満 C-16	51,000 (25,500)	48,000 (24,000)		
第8		529,000円 以上 C-17	55,000 (27,500)	52,000 (26,000)		

＊（　）は半額

- 市町村民税の額は、配当控除、住宅取得控除、耐震控除及び外国税控除をする前の額とする。
- 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等入所している場合、年齢の高い順に数え、1人目は全額、2人目は半額、3人目以降は0円とする。
- 児童の属する世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合、子どもの年齢に関わらず生計を一にしている子どものうち年齢の高い順に数え、1人目は全額、2人目は半額、3人目以降は0円とする。
- 児童が鬼北町立保育所に入所する場合、子どもの年齢にかかわらず生計を一にしている子どものうち年齢の高い順に数え、 1人目は全額、2人目は半額、3人目以降は0円とする。

【母子・父子家庭の世帯、障がい児（者）のいる世帯で、市町村民税所得割額が80,800円未満の世帯の保育料】

（単位：円）

階層区分	税額区分			3歳未満児（3号認定） 標準時間	3歳未満児（3号認定） 短時間	3歳以上児（2号認定） 標準時間	3歳以上児（2号認定） 短時間
第2	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯 B-1			0	0	0 保育の無償化に伴い、保育料は発生しません。	
第3	第1階層を除き、市町村民税均等割のみ課税世帯 C-1			8,000	7,500		
第3	第1階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	24,300円未満 C-2		8,500	8,000		
第3		24,300円以上48,600円未満 C-3		9,000	8,500		
第4		48,600円以上64,700円未満 C-4		9,000	9,000		
第4		64,700円以上80,800円未満 C-5	64,700円 以上 77,101円未満	9,000	9,000		
第4			77,101円 以上 80,800円未満	25,000	23,500		

- 子どもの年齢に関わらず生計を一にしている子どものうち年齢の高い順に数え、 2人目以降は0円とする。

《令和7年11月現在》

＊年度の途中で3歳になっても保育料は変わりません。

募集を行う保育所・認定こども園一覧

施設種別	施設名	所　在　地	電　話	入所月齢	定員	
					保育所籍	幼稚園籍
保育所	きほくの里保育園	近永1418番地1	49-5757	6ヶ月から※	150	0
認　定 こども園	認定こども園さくら	奈良4070番地	45-0438	6ヶ月から※ （1号は4月1日現在3歳から）	72	6
	認定こども園ゆずっこ	延川38番地1	48-0213		32	3

※満6ヶ月を経過した翌月から（6ヶ月のお誕生日からではありません。）
　例）R8.12.5生まれ　→　R9.7月から入所可（R9.6.5からは入れません。）

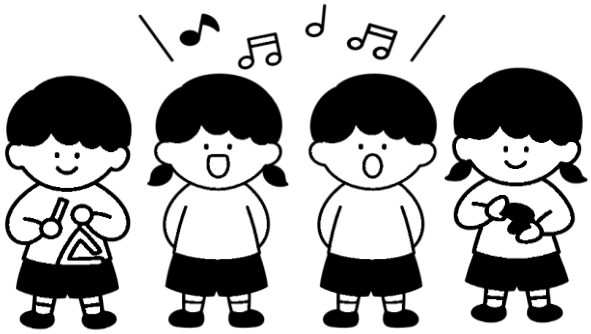

保育所・認定こども園の入所についてのご相談は

町民生活課福祉係
または　各施設へ

町民生活課　福祉係

TEL（0895）45-1111（内線2118）